

諮 問 第 5 5 9 号
環水大土発第2109062号
令和 3 年 9 月 6 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環 境 大 臣
小 泉 進 次 郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

O, O-ジメチル=O-4-ニトロ-m-トリル=ホスホロチオアート (別名フェニトロチオン又はMEP)

発芽スイートルーピン抽出たんぱく質

(別紙2)

2-メチル-4-クロロフェノキシ酪酸エチル (別名MCPBエチル)

中環審第1195号
令和3年9月8日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和3年9月6日付け諮問第559号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。